

専決処分の不承認に伴う措置について

令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の不承認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第4項の「必要と認める措置」として、町民の皆様に対する説明責任を果たすため、今回の専決処分に至った経緯等について、次のとおり説明させていただきます。

令和5年6月28日

大刀洗町長 中山 哲 志

1 専決処分の経緯について

令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第11号）については、中央公民館大規模改修事業の繰越明許費を2億2,436万4千円から3億6,517万9千円に変更したものです。

これは、同事業が実施設計の結果、当初の計画より工期が必要となり、令和4年度中に事業完了しない見込みとなったため、令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第11号）で同事業費の繰越明許費補正として工事費の前払代金1億4,080万円を差し引いた2億2,436万4千円を補正し、令和4年4月5日に専決処分を行い、令和4年5月24日開会の令和4年第17回大刀洗町議会臨時会において議会の承認を得て、事業を行ってきたところです。

しかし、工事請負業者から前払代金の請求は行われず、担当課による予算執行状況の確認不足のため、本来、令和5年3月3日開会の令和5年第24回大刀洗町議会定例会で、令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）の繰越明許費の変更を提出すべきところを年度末に財政担当課が執行状況を確認する中で判明し、地方自治法第179条第1項に規定する専決処分のうち、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない」と判断し、令和5年3月31日付けで専決処分をしたものです。

2 専決処分後の議会提案について

専決処分については、地方自治法第179条第3項では、町長は、「次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない」とされており、これに基づき、令和5年6月9日開会の令和5年第25回大刀洗町議会定例会に報告し、承認を求めましたが、不承認となりました。

3 専決処分の不承認に伴う措置について

地方自治法第179条第4項では、「予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない」と規定されてお

り、「必要と認める措置」として、町民の皆様に対する説明責任を果たすという観点から、今回の専決処分に至った経緯等について、説明させていただくことといたしました。

4 改善に向けた取組について

今回の専決処分の不承認につきましては、工事費の前払代金の確認、予算執行状況の精査及び確認不足が要因であると認識しています。今後の事務執行に当たっては、関係部署間での各事務事業の進捗状況及び情報の共有を徹底し、適切な議案提出に努めてまいります。

5 今後の町政運営について

今回の専決処分の不承認については、町長として、結果を大変重く受け止めており、今後、このような事態が起こらないよう財政担当課による二重チェックの強化等、再発防止策の徹底、より一層の職員の指導に努めてまいりますので、引き続き町政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。